

本文書は、日本企業の中対投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

個人情報国外移転認証弁法

(国家インターネット情報弁公室・国家市場監督管理総局令第 20 号として 2025 年 10 月 14 日発布、2026 年 1 月 1 日施行)

第 1 条 個人情報の権益を保護し、個人情報国外移転認証活動を規範化し、個人情報の効率的で安全な越境流通を促進するため、「中華人民共和国個人情報保護法」、「ネットワークデータ安全管理条例」、「中華人民共和国認証認可条例」等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 個人情報処理者が個人情報保護認証の方式を通じて個人情報を中華人民共和国国外に提供する場合に、本弁法を適用する。

第 3 条 本弁法において「個人情報国外移転認証」とは、「中華人民共和国個人情報保護法」第 38 条第 1 項第 2 号の規定に従い、個人情報処理者による中華人民共和国国外への個人情報提供等の個人情報処理活動が、関連する法律、行政法規、部門規則、標準及び技術規範に適合することを、個人情報保護認証資質を法により取得した専門認証機構が証明する適格性評定活動をいう。

第 4 条 国のネット情報部門は、国のデータ管理部門及びその他の関係部門と共同し、個人情報国外移転認証関連の標準及び技術規範を制定する。国の市場監督管理部門は、国のネット情報部門と共同し、個人情報保護認証に係る規則、統一的な認証証書及びマークを制定する。

第 5 条 個人情報処理者は、個人情報国外移転認証の方式を通じて個人情報を国外に提供する場合には、次の各号に掲げる事由に同時に適合していなければならない。

- (一) 重要な情報インフラの運営者でないこと。
- (二) その年の 1 月 1 日から累計で 10 万人分以上かつ 100 万人分未満の個人情報（機微な個人情報を含まない。）又は 1 万人分未満の機微な個人情報を国外に提供していること。

前項において、国外に提供する個人情報には、重要データを含まない。

法律、行政法規又は国のネット情報部門に別段の定めがある場合には、その定めによる。

個人情報処理者は、法により国外移転安全評価を通過すべき個人情報を、数量分割等の手段を講じ、個人情報国外移転認証の方式を通じて国外に提供してはならない。

第 6 条 個人情報処理者は、国外への個人情報提供に係る認証を申請する前に、法律及び行政法規の規定に従って、告知、個人の単独の同意の取得、個人情報保護影響評価の実施等の義務を履行しなければならない。個人情報保護影響評価では、以下の内容を重点的に評価する。

- (一) 個人情報処理者及び国外受領者による個人情報処理の目的、範囲、方式等の適法性、正当性及び必要性

- (二) 国外移転する個人情報の規模、範囲、種類、機微度、並びに個人情報国外移転が国家の安全、公共の利益及び個人情報の権益にもたらす虞のあるリスク
- (三) 国外受領者が負担を承諾した義務並びに義務の履行に係る管理的及び技術的措置・能力等が国外移転する個人情報の安全性を保障することができるか否か
- (四) 個人情報在国外移転後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用等に遭うリスク、個人情報の権益維持保護のルートが円滑であるか否か等
- (五) 国外移転する個人情報の安全性及び個人情報の権益に対する、国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護政策及び法規の影響
- (六) その他個人情報の国外移転の安全性に影響を及ぼす虞のある事項

第 7 条 個人情報処理者は、認証方式を通じて個人情報を国外に提供する場合には、個人情報国外移転認証を専門認証機構に申請しなければならない。

中華人民共和国国外の個人情報処理者は、個人情報国外移転認証を申請する場合には、その国内に設立した専門機構又は指定代表の協力を得て申請を行わなければならない。

第 8 条 専門認証機構は、認証基本規範及び個人情報保護認証規則に従って個人情報国外移転認証活動を展開しなければならない。認証要求に適合する場合には、専門認証機構は、認証証書を遅滞なく発行しなければならない。

認証証書の有効期間は、3 年とする。証書の期限が到来する場合において、引き続き使用が必要があるときは、個人情報処理者は、有効期間満了の 6 か月前までに認証申請を提出しなければならない。

第 9 条 専門認証機構は、認証証書を発行し、又は認証証書の状態に変化が生じた後 5 業務日内に、全国認証認可情報公共サービスプラットフォームに対して、認証証書番号、認証を取得した個人情報処理者の名称、認証範囲及び証書の状態の変化の情報等を含め、個人情報国外移転認証証書の関連情報を提出しなければならない。

国の市場監督管理部門と国のネット情報部門とは、認証情報共有の仕組みを構築する。

第 10 条 専門認証機構は、認証を取得した個人情報処理者に、個人情報の国外移転状況と認証範囲との不一致等の事由が存在し、認証要求に適合しなくなっていることを発見した場合には、関連する認証証書について、使用を一時停止させ、ないしは取り消さなければならない。

認証を取得した個人情報処理者に前項の事由が存在することを国のネット情報部門及び関係部門が個人情報保護監督管理業務中に発見した場合には、専門認証機構は、関連する認証証書の使用の一時停止ないし取消しに協力しなければならない。

前二項に定める事由は、全国認証認可情報公共サービスプラットフォームを通じて公表しなければならない。

第 11 条 専門認証機構は、認証活動の展開中に、個人情報国外移転活動が法律、行政法規及び国の関係規定に違反していることを発見した場合には、国のネット情報部門及び関係部門に遅滞なく報告しなければならない。

第 12 条 個人情報国外移転認証を展開する専門認証機構は、国の市場監督管理部門によって個人情報保護認証資質の取得が認められた日から 10 業務日内に、国のネット情報部門に対して届出手続をしなければならない。届出をする際には、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (一) 取得した個人情報保護分野の認証資質の状況

- (二) データセキュリティ及び個人情報保護分野の専門業務への直近 3 年間における
従事状況
- (三) 専門認証機構の人員の安全背景調査の資料
- (四) 個人情報保護認証の実施細則及び業務計画
- (五) 個人情報セキュリティリスク防御の仕組み
- (六) 認証を取得した個人情報処理者が行う個人情報国外移転活動の認証標準適合状
況に対する持続的な監督の仕組み
- (七) 苦情受理及び紛争解決の仕組み
- (八) その他提出する必要がある資料

専門認証機構は、届け出た資料の真実性に対して責任を負わなければならない。

国のネット情報部門は、専門認証機構が提出した届出資料を受領した後、国のデータ
管理部門と共同して届出資料に対し審査を行う。資料が整っている場合には、30 業務日
内にこれを記録にとどめ、かつ、公示を行わなければならない。資料が整っていない場
合には、これを記録にとどめず、30 業務日内に専門認証機構に通知し、かつ、理由を説
明しなければならない。

第 13 条 国の市場監督管理部門及び国のネット情報部門は、個人情報国外移転認証活動に
対して監督を行い、定期又は不定期の検査を展開し、認証過程及び認証結果に対して抽
出検査を行い、専門認証機構に対して抽出検査及び評価を行う。

第 14 条 認証活動に従事する国家機関、専門認証機構等の機構及びその職員は、職責の履
行中に知り得た個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、機密扱いの商務情報等に対
し、法により秘密保持をしなければならない、漏洩又は他人への不法な提供及び不法使用
をしてはならない。

第 15 条 いずれの組織及び個人も、認証を取得した個人情報処理者が本弁法の規定に違反
して個人情報を国外に提供していることを発見した場合には、専門認証機構、ネット情
報部門及び関係部門に苦情を申し立て、及び通報することができる。

第 16 条 省級以上のネット情報部門及び関係部門は、認証を取得した個人情報処理者の個
人情報国外移転活動に比較的大きいリスクが存在すること又は個人情報セキュリティイ
ンシデントが発生したことを発見した場合には、認証を取得した個人情報処理者に対し
て法により約談を行うことができる。認証を取得した個人情報処理者は、要求に従って
是正し、潜在的リスクを除去しなければならない。

第 17 条 本弁法の規定に違反する場合には、「中華人民共和国個人情報保護法」、「ネット
ワークデータ安全管理条例」、「中華人民共和国認証認可条例」等の法律・法規によって
処理する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 18 条 本弁法の施行前に制定された個人情報国外移転認証についての関連規定が本弁法
と一致しない場合には、本弁法に従う。

第 19 条 本弁法は、2026 年 1 月 1 日から施行する。

(法令原文名称：个人信息出境认证办法)